

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第49条の5
処 分 の 概 要：駐車の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：京都府道路交通規則第7条（署長の駐車の許可）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：駐車場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：駐車場所を管轄する警察署の交通課
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）は、当該申請に係る許可対象行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが、やむを得ないものであると認められるときは許可するものとする。

「やむを得ない」とは、以下のすべてを満たすときをいう。

- 1 申請に係る駐車の日時、場所以外に駐車場所を確保することができないと認められるとき又は申請に係る駐車の日時、場所以外の日時、場所においてはおよそ申請に係る駐車目的が達せられないこと。
- 2 申請に係る駐車の日時、場所以外において、より影響の少ない日時又は道路の部分を指定して許可することによってはおよそ目的が達せられないこと。
- 3 当該申請に係る駐車の実必要性が、交通の妨害となる程度と比較して、不許可とする必要性を上回るものであること。

なお、京都府道路交通規則第7条第1項第4号に規定されている「業務上その他必要なため使用する車両」とは、引っ越し、地域の祭礼行事等社会の習慣として広く認められているもの及び電気、ガス、水道等の公共性、公益性、必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。